

◎新潟県病院局告示第5号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年8月5日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立加茂病院
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
長岡市深沢町2300番地
医療法人崇徳会
- 3 指定の期間
新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年新潟県条例第48号）の施行の日から同日の属する年度の末日までの期間に10年間を加えた期間
- 4 指定年月日
令和4年8月2日